

# 岐阜県公報

第 四 十 六 号  
令和元年十月十一日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始  
(道路維持課)二八七  
(同)二八八

### 公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱  
(交通企画課)二八八

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
(監査委員)二八九

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
(同)二九三

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
(同)二九七

### 公 示

入会林野整備計画の認可  
(森林整備課)二九八

公共測量の実施  
(用地課)二九八

### 正 誤

保安林の指定の解除の予定中訂正  
(揖斐農林事務所)二九九

## 告 示

岐阜県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 敷地の幅 員	延長	備考
県道	文殊線 茶屋新田	本巣市北野字唐二五四番 一地从先から 同市同字同二六一番 一地先まで	別前変区 後更更域 ル(メ ート	延 長 ル(メ ート	
			後	前	
			四・三 二四・三	三・三 七一	三三・六 三三・六

岐阜県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	区域	敷地の幅員	延長	備考
県道	白下川呂線		加茂郡白川町河岐字大谷一〇五八番六地先から同郡同町同字同一〇五九番二地先まで	別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	
		後	前		二五〇〇	一〇〇〇	
		二五〇〇	一五〇〇			一三・九	
						一三・九	

岐阜県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
一般国道	三百六十号		大垣市上石津町前ヶ瀬上多良入会字小倉一番一地先地内	ル(メートル)	令和元年10・11	平成26・27・28

岐阜県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区 間	延長	供用開始の期日	備考
県道	大垣線		養老郡養老町石畑字関鎮一三五九番三地先から同郡同町同字同一四二六番一地先まで	ル(メートル)	令和元年10・11	平成26・27・28

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和元年十月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
垂井警察署 管轄区域	山田 常雄	不破郡垂井町	令和元年十月一日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により令和元年八月に執行した定期監査（一部同年七月に執行したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和元年十月十一日

- 岐阜県監査委員 田 中 勝 士
- 岐阜県監査委員 加 藤 大 博
- 岐阜県監査委員 鈴 藤 士 靖
- 岐阜県監査委員 藤 土 良 寛
- 岐阜県監査委員 長 縄 直 子

第1 監査実施機関数

指 摘 事 項	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	検討事項
知事直轄業務	1	1	0	1	0	0
清流の国推進部	1	0	0	0	0	0
危機管理部	6	2	0	2	0	0
環境生活部	1	0	0	0	0	0
健康福祉部	6	0	1	2	0	1
商工労働部	11	4	5	11	4	1
農政部	11	2	4	6	2	4
林政部	3	1	0	1	1	0
県土整備部	—	—	—	—	—	—
都市建設部	8	1	1	2	1	1
県事務所	4	0	0	0	0	0
教育委員会	—	—	—	—	—	—
警察本部	4	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	57	11	11	25	11	12

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
  - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、17機関において、11件の指摘事項及び12件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁の所管課2機関において、2件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄（1機関）

実施機関名	実施年月日
秘書課	令和元年8月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
秘書課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として941,041円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台廃車（修繕料相当額2,213,802円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らなければならない。

2 総務部（1機関）

実施機関名	実施年月日
職員厚生課	令和元年8月28日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

3 清流の国推進部（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	令和元年8月9日	地域振興課	令和元年8月8日
外国人活躍・共生社会推進課	令和元年8月2日	中町村課	令和元年8月28日
競技スポーツ課	令和元年8月28日	ねんりんピンポン推進事務局	令和元年8月5日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
地域振興課	指摘事項	ミネエLINEスタンプ配信に係る収入事務において、契約者からの送金完了メールが誤って削除され、担当者が分配金（1件8,860円）の専用口座への振込みに気付かなかったため、収納が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
競技スポーツ課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替等を行った際に、新たな勤務日になった土曜日及び日曜日の勤務時間及び休憩時間の取扱いを誤ったことにより、時間外勤務手当3件2,793円が過払となったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

4 危機管理部（1機関）

実施機関名	実施年月日
消防課	令和元年8月28日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

5 環境生活部（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	令和元年8月9日	県民生活課	令和元年8月28日
私学振興・青少年課	令和元年8月7日	人権施策推進課	令和元年8月28日
統計課	令和元年8月8日	文化創造課	令和元年7月30日

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
統計課	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用して行ったもので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
文化創造課	検討事項	岐阜県民文化祭開催補助金の交付対象となっている「岐阜県民文化祭・ぎふ文化の祭典ひた・みの創作オペラ」開催事業において、下記のとおり、事業の効率性、有効性の観点から疑義が認められるので、今後、開催方法を見直すなど、より効率的、効果的なものとなるよう、事業のあり方について十分検討されたい。 予算要求時の県単独補助金事業評価調査によれば、この補助事業の事業目標は、「文化芸術活動へ参加する県民の更なる増加、また、新たな文化の創造及び地域の伝統文化の継承が、自律的な文化活動を確立させることである」とされており、また、目標の達成度を示す指標は「ひた・みの創作オペラ入場者数で、その数値目標は1,000人とされている。 平成30年度には初演から20周年を迎えることから、以降3年間、特別事業として過去の演目のうち評判の良かった作品又は再演を望む声が多い作品を「ぎふ清流文化プラザ」を会場として一堂に披露し、20年間の取組の成果を県内外に強く発信するとして、平成30年度は例年より多額の事業費25,024千円（前年度13,318千円）により実施した。 その結果、出演者は3圏域（岐阜、東濃、飛騨）からの143人（前年度64人）となり、「文化芸術活動へ参加する県民の更なる増加」という事業目標に一定程度寄与するものとなったと認められるが、一方で入場者数は、収容人員が500人（ズデーラ構成により変動、実質は370人程度）である「ぎふ清流文化プラザ」を会場として1日のみで開催となっていたことなどから、372人（前年度820人）と目標を大きく下回り、過去最低となった。 平成31年度当初予算資料における開催計画も平成30年度と同様となっており、このまま実施されれば入場者数の大幅増加は期待できない。「20年間の取組の成果を県内外に強く発信する」ために、入場者数増加のための方策等、事業のあり方についての検討が必要であると史料される。

6 健康福祉部 (11 機関)		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
健康福祉政策課	令和元年 8 月 26 日	令和元年 8 月 7 日
国民健康保険課	令和元年 8 月 8 日	令和元年 8 月 19 日
生活衛生課	令和元年 8 月 28 日	令和元年 8 月 23 日
高齢福祉課	令和元年 8 月 8 日	令和元年 8 月 5 日
男女共同参画・女性の活躍推進課	令和元年 8 月 23 日	令和元年 8 月 22 日
子ども家庭課	令和元年 8 月 22 日	

機 関 名	区 分	内 容	
		指導事項	指導事項
健康福祉政策課	指導事項	物品の管理事務において、岐阜県福祉・農業会館の指定管理者と県が締結している基本協定書(平成30年2月13日締結)における管理対象物品は55件であったが、実際に貸し付けていた物品は57件(平成30年度物品点検確認時点)となっており不適合が生じていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	物品の管理事務において、岐阜県福祉・農業会館の指定管理者と県が締結している基本協定書(平成30年2月13日締結)における管理対象物品は55件であったが、実際に貸し付けていた物品は57件(平成30年度物品点検確認時点)となっており不適合が生じていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
医療整備課	指導事項	外付けハードウェアの管理事務において、「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードウェアを利用していたものであったので、今後は適正に処理された。	三次周産期医療機関ネットワーク事業業務委託に係る支出事務において、委託業務契約書に支払の期限は請求書を受理した日から30日以内の日と規定されているところ、これを超えて支払が行われていたため、今後は適正に処理された。
国民健康保険課	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、人事給与システムへの入力を失念していたことにより、3件10,328円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。
医療福祉連携推進課	指導事項	岐阜県看護学生等県内定着促進事業費補助金の交付事務において、県外の医療機関等に看護職員として補助金を卒業生に係る費用は補助対象経費に含まれないと補助金交付要綱に規定されているにもかかわらず一部含まれてい	岐阜県看護学生等県内定着促進事業費補助金の交付事務において、県外の医療機関等に看護職員として補助金を卒業生に係る費用は補助対象経費に含まれないと補助金交付要綱に規定されているにもかかわらず一部含まれてい

機 関 名	区 分	内 容
医療整備課	検討事項	岐阜県ドクターヘリ導入事業費補助金の交付事務において、補助金交付要綱で変更交付申請の提出期限は1月15日と規定されているところ、期限後の3月29日に申請が行われていた。 当該補助事業は国庫補助事業(以下「国補助」という。)で措置されているドクターヘリの運航経費等の不足分について、県単独補助事業(以下「県単補助」という。)として予算措置しているものである。 国補助は、補助金額の増額や事業内容に変更があった場合、変更交付申請を行う必要があり、その際には国補助と県単補助の変更申請を併せて行うため、国補助の変更交付申請の提出期限(1月20日)の5日前の日を県単補助の提出期限と規定している。しかし、国補助は、開始された平成28年度以降、当初交付申請時に基準額を全額申請しており、事業内容の変更も見込まないことから、現実的に変更交付申請を提出する可能性は極めて低く、平成28年度以降提出された実績もない。 一方、県単補助については、事業の性質上、年度末まで事業量及び補助対象経費が確定せず、現在の補助金交付要綱に定められている変更交付申請の提出期限を遵守することは実務上困難である。これらのことを踏まえた上で、提出期限の見直しなど適正な交付手続のあり方を検討されたい。
障害福祉課	指導事項	物品の管理事務において、指定管理者が県に協議を行わないまま廃棄していたものがあつたので、今後は適正な物品管理を行うよう指導されたい。
障害福祉課	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料72,619円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 岐阜県強度行動障がい医療支援センター設置事業業務委託に係る契約事務において、契約締結後に委託業務契約書で定めた実施計画書を提出させるべきところ、これを行っていただけであったため、今後は適正に処理された。

機 関 名	区 分	内 容
医療整備課	検討事項	たことにより、補助金19,000円が過大交付となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 外付けハードウェアの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 「その他の外部記録媒体管理台帳」に記載してないものがあつた。 2 「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードウェアを利用していた。 物品の管理事務において、指定管理者が県に協議を行わないまま廃棄していたものがあつたので、今後は適正な物品管理を行うよう指導されたい。 公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料72,619円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 岐阜県強度行動障がい医療支援センター設置事業業務委託に係る契約事務において、契約締結後に委託業務契約書で定めた実施計画書を提出させるべきところ、これを行っていただけであったため、今後は適正に処理された。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

7 商工労働部 (11機関)		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
労働雇用課	令和元年8月21日	令和元年8月21日
企業誘致課	令和元年8月2日	令和元年8月5日
新産業・エネルギー振興課	令和元年8月28日	令和元年8月23日
地域産業課	令和元年8月5日	令和元年8月19日
関ヶ原古戦場整備推進課	令和元年8月23日	令和元年8月19日
国際交流課	令和元年8月28日	

【監査の結果】 次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
企業誘致課	指導事項	管理職員特別勤務手当の支給事務において、人事給与システムへの入力を見逃していたことにより、1件5,000円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 3年以上前に利用許可を受けた外付けハードディスクについて、申請当時の利用者が異動した後も返却の手続きを行わず、後任者が引き続き利用していた。 2 外付けハードディスクを情報セキュリティ取扱管理者に返却した場合は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載するようになったが、これを行っていなかった。
航空宇宙産業課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料45,651円が支払われていたため、職員の見舞金事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
関ヶ原古戦場整備推進課	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。
海外戦略推進課	指導事項	特殊勤務手当の支給事務において、従事した時間が午前0時をまわった場合は2日分の支給となるが、人事給与システムに誤って1日分として入力したことにより、防疫等作業手当(危険作業)1件1,100円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	全国通訳案内士登録等手数料に係る収入証紙の取扱事務において、収入証紙関係処理簿が作成されていない。

たので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

8 農政部 (3機関)		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
農業経営課	令和元年8月28日	令和元年8月28日
里川振興課	令和元年8月28日	

【監査の結果】 次のとおり指摘する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
農産園芸課	指導事項	ウメ輪紋病感染染付等の伐採処分業務委託に係る契約事務において、再度の入札に付し落札者がなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行っている。しかし、同条第2項で最期競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないと規定されているにもかかわらず、予定価格等を変更し随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。

9 県土整備部 (8機関)		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
建設政策課	令和元年8月26日	令和元年8月21日
技術検査課	令和元年8月28日	令和元年8月19日
道路維持課	令和元年8月21日	令和元年8月22日
砂防課	令和元年8月22日	令和元年8月22日

【監査の結果】 次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
道路建設課	指導事項	ICレコーダーの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報をセキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がICレコーダーを利用していたので、今後は適正に処理されたい。
砂防課	指導事項	砂防課が策定した岐阜県砂防施設長寿命化計画(平成26年3月策定。以下「計画」という。)において、補修・改築(以下「補修等」という。)が必要となった砂防施設261箇所について順次着手するほか、平成25年度に実施した緊急点検以降に新たに補修等が必要となった箇所について計画に反映していくとしている。しかし、計画に基づく管理事務において、計画に定める定期点検を実施していない土木事務所や点検結果を砂防課に報告してい

ない土木事務所があり、また、砂防課は土木事務所からの点検結果を集計しておらず、県内で補修等が必要な砂防施設の現状等が把握できていなかったため、土木事務所への指導を含め、今後は適正に処理されたい。

10 都市建設部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	令和元年8月9日	都市整備課	令和元年8月2日
建築指導課	令和元年8月28日	住宅課	令和元年8月28日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

11 教育委員会 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	令和元年8月9日	教職員課	令和元年8月28日
教育研修課	令和元年8月28日	学校安全課	令和元年8月28日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

12 その他 (1機関)

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会事務局	令和元年8月28日

【監査の結果】  
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年十月十一日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 良 靖
岐阜県監査委員	藤 直 子
岐阜県監査委員	長 縄



**I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況**

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 (令和元年8月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	30	0	8	22
指導事項	32	0	10	22
検討事項	1	0	0	1
計	63	0	18	45

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年8月29日及び8月30日に知事等関係機関から通知があったもの(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

**II 定期監査の結果に基づき講じた措置**

1 令和元年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
東部広域水道事務所	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕費240,980円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対しては、所属長より交通安全の意識を徹底し、交通事故の再発防止に努めるよう厳重に注意、指導を行った。所属としては、地元警察署の協力を得て、交通安全に関する職場研修を実施した。また、毎週の課長・場長会議の場で交通安全に関する資料を配布、毎日の朝礼時には出席者の体調の確認と安全運転の声か

	け及び運転時の注意事項の啓発を行い、交通安全意識の徹底と事故防止の啓発を繰り返し行い、交通事故の再発防止に努めている。さらに、若手職員を対象とした運転技能研修を独自に行い、運転技術向上を図った。
--	---

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜高等学校	行政財産の目的外使用に係る管理費の取入事務において、測定(1件120円)が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	予備監査後、直ちに測定を行い、令和元年5月31日に収入した。 今後は、目的外使用許可の決裁時に管理費の発生の有無について複数職員によるチェックを確実にし、再発防止に努める。
岐阜総合学園高等学校	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	会計職員全員が契約審査会設置要綱に定める審査対象となる契約を再確認した。 今後は、契約事実ごとに、契約審査会の審査の要否やその内容を予定価格により複数職員にて判断を行うことを徹底し、適正な事務処理に努める。
岐阜商業高等学校	物品の管理事務において、教育情報ネットワーク端末一式など28件(取得価格計4,141,466円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	亡失した物品については、物品処分等調査を作成し、物品一覧表から除却を行った。 また、職員会議において、亡失の事実、亡失に至ったと思われる原因、今後の物品管理の徹底及び物品の管理責任について説明し、管理意識の向上を図った。 今後は、物品を廃棄する際は、供用主任者と事務職員間で連携を取り、確実に物品台帳の処理を行うなど、物品の適正な管理を行うとともに、現物実査において物品



<p>大垣養老高等学校</p>	<p>強風のため体育館の屋根が破損し、飛散したことにより職員の手面3台を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として470,472円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>の所在確認を確実にし、亡失が発生しないよう再発防止に努める。</p> <p>事故発生の報告を受け、直ちに現場確認を行い、応急処置を実施した。また、校舎周辺を点検し、他に危険箇所がないかを確認した。</p> <p>また、職員会議で事故について説明し、強風時には安全な場所に駐車するよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は、定期的に施設の破損の有無を点検するとともに、台風等による荒天が予想される際には、危険箇所の確認及び職員や来庁者に対して注意喚起を行い、事故の未然防止に努める。</p>
<p>東濃高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、積車型カード容器など8件(取得価格計942,632円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>亡失した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除去を行った。</p> <p>職員会議において亡失の事実、亡失に至ったと思われる原因を説明し、今後の物品管理への取組及び物品を使用する者の管理責任について全職員に周知した。</p> <p>また、現物表査については、「現物と物品帳簿の整合性の確認」「利用状況の確認」「維持管理状況の確認」等、その目的と実施方法を説明し、必要性、重要性について職員への再認識を促した。</p> <p>さらに、日常の物品管理についても、物品の取得、移動、廃棄等に伴う事務手続き及び担当者の責務、供用主任者と事務担当者との連携の重要性を周知すること、適正に物品を管理するための職員の意識を統一し、再発防止に努める。</p>
<p>飛騨神岡高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、ノンリニア編集機など36件(取得価格計11,261,698円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>亡失した物品については、物品処分等調書を作成し、物品一覧表から除去を行った。</p> <p>また、再発防止の取組として、職員会議において、職員の過失による物品の紛失は損害賠償の対象となること、不用物品については、必ず事務担当に連絡し処分手続の完了を受けてから処分すること、物品の保</p>

	<p>管場所変更は、システム登録の必要があるため事務担当に報告すること、物品が所在不明となった場合は、直ちに事務に報告し対処を検討すること等を説明し、物品管理について職員全体の意識向上を図った。</p>
--	---

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
<p>岐阜高等学校</p>	<p>ノート型パソコンの修繕に係る支出事務において、見積書が徴収されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>会計職員全員が見積書を徴収すべき契約について再確認を行った。</p> <p>今後は、事前発致時に、契約の内容や予定価格など見積書の徴収要件について複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>岐阜北高等学校</p>	<p>生使用机天板の修繕及び生使用椅子の調達の契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならないが、緊急の必要により随意契約をするに当たり、見積合せをしていただけは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明などを明らかにした説明書を作成しないまま、一者のみから見積書を提出させていた。</p> <p>2 支出金調書を、請求書を受理した日より早い日付で起案していた。</p>	<p>関係書類の内容確認等、会計事務の手続について、誤った事務処理を防止するため、職員に対し岐阜県会計規則の遵守徹底を図った。今後は、会計員や出納員等、複数人によるチェックを強化し、再発防止に努める。</p> <p>監査後速やかに、当該物品における適正な物品再登録の措置をとった。</p> <p>今後は、適切な取得価格により物品登録を行っているかを会計書類と突き合わせて確認するとともに、複数職員でのチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>岐阜総合学園高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、購入した4尺旋盤用安全装置1セットの取得価格を950,400円として物品登録すべきところ、取付け費用1,593,000円を含めた2,543,400円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	

<p>岐阜城北高等学校</p>	<p>公務中に投影機を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料46,960円が支払われたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故発生後速やかに、企画委員を通じて全職員へ備品等物品の取扱いについて注意喚起し、その後の職員会議において再発防止のために以下の注意事項を再度周知徹底した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の物品を亡失し、又は損傷させた場合、その程度・状況により職員に賠償責任が生ずることがあること。</li> <li>2 精密機器はもとより物品の移動は慎重かつ丁寧に、設置の際は安定した場所とすること。</li> <li>3 投影機の仕様は、時間之余裕をもって設置調整及び投影システムを行うこと。</li> </ol> <p>翌月以降も企画委員会及び職員会議において、事務長から全職員に対して物品の適切な取扱いについて継続して注意喚起を行い、再発防止に努めている。</p> <p>職員会議において、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づき、外部記録媒体の取扱い及び使用に関する手続について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員の利用の都度、必要な事務処理の徹底を注意喚起し、再発防止に努める。</p>
<p>吉城高等学校</p>	<p>貸付物品に係る物品管理事務において、貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>今後継続して注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p> <p>指導事項について、各職員に対し岐阜県会計規則に基づいた適正な物品管理を行うよう、指導した。</p> <p>今後は、貸付依頼があった場合は使用頻度を踏まえて適当な貸付期間を判断し、貸付期間が3か月を超える場合は事前承認の手続を行うよう、継続的に職員へ周知徹底を行い、適正な物品管理事務に努める。</p> <p>指導事項について、各職員に対し物品の毀損事故防止に努めるよう、周知を徹底した。</p> <p>今後も、職員会議等の機会を捉えて繰り返し職員に周知を行い、再発防止の徹底を図る。</p> <p>指導事項について、会計事務担当職員に対し岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同条例施行規則に基づいた適正な給与事務を行うよう、指導を行った。</p> <p>今後は、決裁時に職員間で確認を行う内部牽制体制の強化徹底を図り、適正な会計事務処理に努める。</p>

<p>大垣桜高等学校</p>	<p>S Dカードの管理事務において、情報セキュリティ取扱管理者は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要事項を記載させないまま職員に利用させており、また、当日のみ利用させる予定であったものを1か月以上、返却を求めていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>令和元年度に締結している全ての契約書について、契約書を確認したところ、同様の記載漏れはなかった。</p> <p>今後は、会計書類の決裁時、岐阜県会計規則の規定に即した処理がなされているかについて複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>建築基準法第12条に規定する業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていないかだったので、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>土岐和愛高等学校</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故発生翌日の職員朝会時に学校長から事故発生の事実及び原因について全職員へ周知し、パソコンの適切な使用と管理について注意喚起を行った。</p> <p>また、後日開催された職員会議の際に物品の適正な管理について資料を配布し、改めて全職員を対象に研修を実施した。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたので、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>

岐阜県監査委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年十月十一日

岐阜県監査委員	田 中 勝 博
岐阜県監査委員	加 藤 大 士
岐阜県監査委員	鈴 土 靖 子
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分	監査結果		措置済		今回措置を講じたもの*		未措置	
	A	B	C	A-B-C	A	B	C	A-B-C
団 体	指導事項	出資・出捐団体	2	1	0	0	1	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0	0	0
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0	0	
	計	5	4	0	1	1	1	
	指導事項	出資・出捐団体	7	5	1	0	0	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0	0	0
	指 定 管 理 者	2	2	0	0	0	0	
	計	10	8	1	1	0	0	
	検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	-
		補助金等交付団体	0	-	-	-	-	-
指 定 管 理 者	0	-	-	-	-	-		
計	0	-	-	-	-	-		
所 管 機 関	指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	
		補助金等交付団体	2	2	0	0	0	0
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0	0	
	計	3	3	0	0	0	0	
	指導事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	
		補助金等交付団体	1	1	0	0	0	0
	指 定 管 理 者	1	1	0	0	0	0	
	計	2	2	0	0	0	0	
	検討事項	出資・出捐団体	0	-	-	-	-	
		補助金等交付団体	0	-	-	-	-	
指 定 管 理 者	0	-	-	-	-			
計	0	-	-	-	-			
合 計	20	17	1	2	1	2		

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年8月29日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 ・指導事項：是正又は改善を求める事項  
 ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成30年度

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名 地域スポーツ課	団体名 公益財団法人岐阜県体育協会	監査結果 平成29年度の決算において、その他の固定資産のうち車両運搬具1件の帳簿価額に長期前払費用として区分すべき「リサイクル預託金」12,470円が計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。平成30年度決算の財務諸表において、「リサイクル預託金」12,470円を長期前払費用として区分表記した。今後は、記載内容の不備、漏れ等がないよう、事務局内での確認及び会計事務所によるチェックを厳格に行い、公益法人会計基準に準拠した財務諸表の作成に努める。
------------------	----------------------	--	---

公 示

入会林野整備計画書の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十一条第一項の規定により、次の入会林野整備組合の整備計画を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

組 合 名	事務所の所在地	認可年月日
大クゴ入会林野整備組合	高山市朝日町寺澤一三〇番地	令和元・一〇・三

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により川辺町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
川辺町
- 二 作業種類  
公共測量(基準点測量)
- 三 作業期間  
令和元年十月一日から  
令和元年十一月二十九日まで
- 四 作業地域

加茂郡川辺町

正 誤

(原稿誤り)

令和元年七月十九日第二十二号 保安林の指定の解除の予定(岐阜県告示第百二十四号)一二九頁下段後から二行目中「第二十六条の二第二項」は、「第二十六条の二第一項」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

令和元年七月十九日第二十二号 保安林の指定の解除の予定(岐阜県告示第百二十五号)一三〇頁上段前から二行目中「第二十六条の二第二項」は、「第二十六条の二第一項」の誤り。

令和元年十月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社